

令和8年度 子どもの権利に関する周知・啓発事業

7月1日は「日野市子ども条例の日」です。

本条例は、一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで、健やかに成長できる環境をつくることを目的に制定されました。本条例を多くの方に知っていただくため、令和8年度は下記の取組みを行っていきます。

内 容	場所等	期間(日にち)	参考資料・配布物等
<u>学校における周知啓発</u> ・子ども向けリーフレットの配布、ポスターの校内掲示 ・学習者用端末から相談できること、子ども向け啓発動画が視聴できることの子どもへの周知	市立小中学校	6月9日(火) 校長会で依頼	① 子ども条例リーフレット ② ポスター(学校掲示) ③ 学習者用端末からのアクセス
<u>市立小・中学校の子どもたち・保護者へのメッセージ</u> 「子ども条例」「いじめ防止対策推進条例」と関連イベントの周知	C4th 等で子ども、保護者に配信	6月8日(月)配信	④ 市から子ども・保護者へのメッセージ
<u>講演会</u> 「子どもの声を聴く社会へ ～子どもの権利とおとなの役割～」 講師 弁護士 掛川亜季 氏	みらいく 多目的室	秋頃開催予定	
<u>パネル展示</u>	・みらいく(子ども包括支援センター) ・七生支所 ※児童館・学童クラブ等児童施設掲示は常設で	6月25日(木)から 7月8日(水)まで	⑤ パネル展示(みらいく、七生支所)
<u>「子ども条例の日」の周知</u>	広報ひの7月号、市HP更新、市LINE配信	7月1日(水)	⑥ 広報ひの、LINE(令和8年度)
「子どもの権利」をテーマとした <u>関連図書の展示</u>	市内図書館2館 (多摩平・百草)	7月1日(水)から 7月31日(金)まで	
<u>子どもオンブズパーソンによる児童館等訪問</u> ・子どもオンブズパーソン制度の周知 ・子どもの権利に関する理解の普及啓発	児童館・学童クラブ	令和7年6月から 令和8年3月	

知っている人に相談しづ
らいことあるよね
そんな時は「子どもなん
でも相談」でや
「子どもオンブズパーソン」
に相談してみよう

子どもオンブズパーソン

子どもオンブズパーソンは悩みごとを
一緒に解決してくれる人だよ！

子どもの権利が
守られていないと感じたら
相談してね

【相談予約先】
予約サイト：二次元コード
から➡

電話：042-514-8469
月曜～金曜日 8:30～17:00
(祝日・年末年始を除く)
ファクス：042-585-7018
E-mail：fukusei@city.hino.lg.jp

子どもなんでも相談

困ったことがあったら

相談日時

月曜・火曜・水曜・金曜日 9:00～17:00
木曜日 9:00～19:00

相談方法

来所または市内各所で面談・電話・メール・

訪問など

相談窓口

日野市神明1-13-2 みらいく2階

日野市立小・中学校の児童・
生徒が使用している学習用端
末の「子どもなんでも相談」か
ら相談できるよ！

相談の専門家が話を
聞いてくれるよ！

ここからも相談を受け付けているよ！

電話：042-506-2899
ファクス：042-586-1855
E-mail：miraiku@city.hino.lg.jp

知ってる？ 日野市子ども条例

みんなは「条例」
って知ってる？
みんなが守る
ルールのことだ
よ！

日野市放課後子ども教室「ひのっち」
公認キャラクター のっち

みらいくのイメージキャラクター
べたべたさん

「日野市子ども条例」は
どんなルールなの？

日野市

「日野市子ども条例」を学ぼう

ひ の し こ じょうれい

日野市子ども条例とは

い 生きる
けん り
権利



子どもの
みんなには
けん り
権利があるので…





子どもは、ひとりの人間として、みんな大切にされるよ。

子どもは、大人と一緒に地域で活躍するひとりの市民として大切にされるよ。そこで自分の意見を言えるし、その意見は大切にされるよ。

みんなの成長のステージに合わせて



自分がやりたいことは自分で決められるんだよ！



自分が居たいところにいる、自分の好きなことができるんだよ！

ここにある子どもの権利をみんなで守らないといけないんだね！



さん か
参加する
けん り
権利



もっとくわしく
知りたい人はこっち



そだ 育つ
けん り
権利



子どもは、みんなから愛され、安心して居場所でリラックスしてすごすことで成長していくよ。また、生きてくために必要なことを家族や地域の色々な人から教えてもらえるよ。

子どもは、いじめられたり、嫌な思いをしないように守られなければならないよ。

まも 守り
まも 守られる
けん り
権利



し 知ってる？「日野市子ども 条例」&「いじめ防止対策推進 条例」



☆みんなの思いや 考えを大切に
て、みんなが安心して自分らしくい
られる、子どもにやさしいまちをつ
くっていくための約束ごとだよ。

☆みんなには、権利＝生まれた時か
ら持っている「自分らしく 幸せに生
きるためのチケット」があるよ。みん
なで守っていこうね。
権利は右の4つがあるよ！

生きる権利



ひとりの人間と
して、みんな大切
にされるよ。

育つ権利



みんなから愛さ
れて、安心できる
居場所で過ごす
ことができるよ。

参加する権利



みんなは自由に
意見をいうこと
ができて、その
意見は大切にさ
れるよ。

守り守られる権利



みんなはいじめら
れたり、嫌な思い
をしないように、
守られるよ。

のっち からのメッセージだよ！



子ども 条例について楽しく学べる動画があるよ！
学習者用端末のブックマークから簡単に見られるので、
☆「日野市子ども 条例」を選んでね ☆
ぼくが友だちと一緒に出演している動画がのっていて、
大切なポイントをわかりやすく説明しているから、☆
ぜひ見てねっ(´・ω・`)♡

し 知ってる？「いじめ防止対策推進 条例」

☆いじめについて、新しい約束ができたよ。
☆いじめは絶対にしない、させない、許さないよ。
☆みんなは、いじめをしてはいけないよ。
自分もほかのひと、みんなを大切にしようね。
☆おとなは、チームになって、みんなをいじめから守るよ。

困ったことがあったら、なんでも相談してね！⇒

☆相談の専門家が 話を聞いてくれるよ！

子どもなんでも相談 & 子どもオンブズパーソン

学習者用端末のブックマークから相談できるよ☆





「子ども条例」と「いじめ防止対策推進条例」のお知らせ

令和8年6月 日野市 日野市教育委員会

子どもの皆さんへ

☞知ってる?「日野市子ども条例」☞

みんなの思いや考えを大切にして、みんなが安心して自分らしくいられる、子どもにやさしいまちをつくっていくための約束のことだよ。

みんなには、権利＝生まれた時から持っている「自分らしく幸せに生きるためのチケット」があるよ。これをみんなでもっていきこうね。権利は下の4つがあるよ！

みんなが持っている権利

- ① 生きる権利 …ひとりの人間として、みんな大切にされるよ
- ② 育つ権利 …みんなから愛されて、安心できる居場所で過ごすことができるよ
- ③ 参加する権利 …みんなは自由に意見を言うことができ、その意見は大切にされるよ
- ④ 守り守られる権利 …みんなは、いじめられたり、嫌な思いをしないように、まもられるよ。

☞みんなに大切なお知らせ☞

日野市のホームページにぼくが友だちと一緒に出演している動画がのっているよ☺

子ども条例について楽しく学べる動画なんだ☺

大切なポイントをわかりやすく説明しているから、ぜひ見てねっ(´ω´)💡💖

☞知ってる?「いじめ防止対策推進条例」☞

いじめについて、新しい約束ができたよ。

いじめは、絶対にしない、させない、許さないよ。

みんなは、いじめをしてはいけないよ。自分もほかのひとと、みんなを大切にしようね。

おとなは、チームになって、みんなをいじめから守るよ。

☞困ったことがあったら、なんでも相談してね。☞

おうちのひとや、学校の先生だけでなく、相談の専門家が話をきいてくれるよ。

☺子どもなんでも相談(連絡先)リンク

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/shien/1018070/1026268.html>

☺子どもオンブズパーソン(連絡先)リンク

<https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/fukushi/1026135/1026217.html>

☺子ども条例 H P のリンク

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/ikusei/1026024/1004063.html>

☺いじめ防止条例 H P のリンク

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/gakko/gyosei/1030383/1030384.html>

保護者の皆さまへ

保護者の皆様には、日頃よりお子様たちの健やかな成長のために、多大なるご尽力とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

日野市には、「日野市子ども条例」と「日野市いじめ防止対策推進条例」の二つの条例が制定されています。

「日野市子ども条例」は、すべての子どもが、自分らしく、安心して、健やかに成長できる社会を目指すことを目的としています。この条例は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を守り、市、保護者、地域等が一体となって、子どもに一番良い結果をもたらすことを考えるまちづくりを目指しています。

「日野市いじめ防止対策推進条例」は、いじめは絶対に許されない人権侵害であるという認識に基づき、いじめの防止、早期発見、およびいじめへの対応について、市、教育委員会、学校、保護者、地域が一体となって取り組むことを定めています。

これら二つの条例は、いずれも「子どもたちの健やかな成長を地域全体で支え、守っていく」という、日野市の強い願いが込められたものです。

これらの条例は、保護者の皆様とお子様とが、より安心して、そしてより豊かに生活していくための、日野市からの約束でもあります。

今後も、市は条例の趣旨を踏まえ、子どもたちが笑顔で過ごせる、温かいまちづくりを推進してまいります。保護者の皆様にも、引き続き、温かいご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお日野市では、毎年、子ども条例の日7月1日を中心に、子どもの権利や人権について理解を深める一助として、今年度は下記の様に啓発イベントを予定しています。ぜひご参加ください。

講演会 「子どもの声を聴く社会へ ～子どもの権利とおとなの役割～」 講師 弁護士 掛川亜季 氏	みらいく 多目的室	秋頃開催予定
「日野市子ども条例」に関するパネル展示	・市役所本庁舎1階 ・七生支所 ・みらいく ※児童館・学童クラブ等児童施設掲示は常設	6月25日(木)から 7月8日(水)まで ※みらいくは6月24日(水) から7月9日(火)まで
「子どもの権利」をテーマとした関連図書の展示	市内図書館3館 (多摩平・百草)	7月1日(水)から 7月31日(金)まで

【お問い合わせ先】

日野市子ども部子育て課 TEL042(514)8579 メール jidouf@city.hino.lg.jp

日野市教育委員会教育指導課 TEL042(514)8728 メール sidou@city.hino.lg.jp

【みらいく 1階展示】



【七生支所展示】



【広報ひの 令和8年7月号】

7月1日は子ども条例の日です！

ID1004063

日
場
内

日野市子ども条例は、一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで、健やかに成長できる環境をつくることを目的に制定されました。本条例を多くの方に知っていただくための取組みを市HPで紹介していますので是非ご覧ください。

対
定
¥
他
申
問

子育て課（042-514-8579）

【市公式ライン 令和8年7月1日配信】

本日7月1日は「日野市子ども条例の日」です！本条例は、一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで、健やかに成長できる環境をつくることを目的に制定されました。本条例を多くの方に知っていただくための取組みを市HPで紹介していますので是非ご覧ください。

（リンク先となるSNS、アプリ、WebサイトのURL）

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/ikusei/1026024/1004063.html>